



関自旅二第1490号の3
令和3年10月29日

一般社団法人 全国個人タクシー協会 関東支部長 殿

関東運輸局長
(公印省略)

一般乗用旅客自動車運送事業における相乗り旅客の運送の
取扱いについて

標記について、令和3年10月29日付け国自旅第297号により自動車局長から別添1のとおり通達があり、別添2のとおり公示したので了知されるとともに、傘下会員に対し周知されたい。

別添1 通達文

別添2 公示文



公 示

一般乗用旅客自動車運送事業における相乗り旅客の運送の 取扱いについて

一般乗用旅客自動車運送事業における相乗り旅客の運送の取扱いについて、
下記のとおり定めたので公示する。

令和3年10月29日

関東運輸局長 小瀬 達之

記

1. 相乗り旅客の運送の定義について

一般乗用旅客自動車運送事業における相乗り旅客の運送とは、各旅客が運送開始前に互いに同乗することを承諾することで、一団の旅客として、費用負担、事故時の補償等について公正な条件を設定した運送に係る契約（以下「相乗り運送契約」という。）を一般乗用旅客自動車運送事業者との間で共同して締結し、これに基づき行われる運送をいう。

ただし、相乗り運送契約には、各旅客が配車アプリ事業者等との間で締結する運送等サービスの提供に係る契約も含むこととする。

なお、運転者自らがタクシー乗場等で相乗り運送契約の締結に関わる行為は、タクシー乗場等での秩序維持を困難とし、延いては公正な条件の下での運送に係る契約の締結を阻害するおそれが生じる等の理由のため、認められない。

2. 相乗り旅客と乗合旅客の差異について

一般乗用旅客自動車運送事業者が乗合旅客を運送する場合には、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条の規定による一般乗合旅客自動車運送事業の

許可又は同法第21条の規定による乗合旅客の運送の許可を受ける必要がある。

他方で、一般乗用旅客自動車運送事業者における相乗り旅客の運送は、運送途中に不特定の旅客が乗車しないものであり、乗合旅客の運送には該当しないことから、一般乗用旅客自動車運送事業者は、道路運送法第4条又は第21条の許可を受けずに実施することができる。

3. 相乗り旅客の運送における運賃の取扱いについて

(1) 相乗り旅客の運送に適用できる運賃の種類について

一般乗用旅客自動車運送事業に認められる運賃であれば、その種類にかかわらず適用することを認めるが、相乗り旅客間におけるトラブルを防止する観点から、乗車前に運賃額が確定する運用を原則とする。

ただし、定額運賃を適用する場合は、平成14年1月17日付け関東運輸局長公示「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」に基づく認可を別途受ける必要がある。認可にあたっては、定額運賃として運用する運賃額について、1回の運送あたりの相乗り旅客人数を合理的に推計すること等により審査する。

(2) 相乗り旅客間の費用負担の按分について

乗車距離に応じた按分を原則とするが、座席指定の対価など合理的な範囲において按分の比率を増減しても差し支えない。

なお、配車アプリ事業者等が車両を時間制運賃により貸し切り、旅客に運送等サービスを提供する場合においても、旅客の負担額はこれに準じることとする。

(3) 相乗り旅客の運送における運賃の割増について

相乗り旅客の運送を行う一般乗用旅客自動車運送事業者は、相乗り旅客を運送する運転者の負担及び4. の措置の実施に必要な負担を考慮して、「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」に基づく認可を受けることで、乗車前に運賃額が確定し、割増について予め同意できる事前確定運賃に限り、最大2割の割増率を適用できることとする。

4. 相乗り旅客の運送によるトラブルの防止措置について

(1) 運送開始前に相乗り旅客が予め確認・承諾する内容について

費用負担、事故時の補償等の条件その他相乗り旅客の運送によるトラブルを防止するために必要な内容（例：異性同士の相乗り旅客の同乗、使用する車両の種類等）を設定することとする。

(2) 目的地の設定に関する取扱いについて

相乗り旅客が個々に希望する目的地までの運送が行われる場合、相乗り旅

客に対して、目的地の設定によっては自宅や勤務先等の所在地を知られるプライバシーのリスクがあることを予め注意喚起することとする。

(3) 相乗り旅客の誤乗車の防止について

相乗り旅客を運送する運転者は、誤乗車を防止するため、乗車しようとする相乗り旅客が運送の引受けを申し込んだ本人であることを乗車時に確認することとする。なお、ID番号等の確認によることも差し支えなく、必ずしも氏名を確認する必要はない。

5. その他留意事項について

一般乗用旅客自動車運送事業者は、4. の措置を講じつつ、相乗り旅客とのトラブルの防止に努めるものとし、特段の注意を払わなかったことにより相乗り旅客の利便を阻害する事実がある場合には、道路運送法第31条の規定による事業改善の命令の対象となる。

また、いわゆる都市型ハイヤーを用いて相乗り旅客を運送する場合には、同乗する旅客の最短の乗車時間が2時間未満となる時は、タクシーと競合する運送行為となるため、道路運送法第15条違反となる。

附 則

1. 本公示による取扱いは、令和3年11月1日以降から適用する。
2. 相乗り運送を行う一般乗用旅客自動車運送事業者は、当該地域における一般乗合旅客自動車運送事業との整合性に留意するものとし、タクシーの相乗りの利用者数や1人当たりの運賃額等について、別途定めるところにより、関東運輸局長に定期的に報告することとする。
3. 附則2. の報告等を踏まえ、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

事務連絡
令和3年10月29日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局旅客課長

タクシーの相乗りの実施状況の報告について

今般、タクシーの相乗りの運用ルールを策定したところですが、制度の実施状況を把握するため、それらを実施する一般乗用旅客自動車運送事業者は、旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年運輸省令第21号）第3条第1項に基づき、下記のとおり、実施状況を管轄する地方運輸局長等に報告等することとする。

なお、本取り扱いについては、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長、一般社団法人全国個人タクシー協会会長及び一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長あて、別添のとおり通知したので申し添える。

また、報告の内容・時期・回数については、適宜見直すこととする。

記

【タクシーの相乗り】

- ・ 当面の間、相乗りタクシーの実施開始後、四半期毎に、それまでの期間の実施状況を報告すること。
- ・ 報告にあたっては、別紙を参考とすること。



(別紙)

タクシーの相乗りの実施状況

事業者名 〇〇タクシー(株)
(〇〇交通圏)

実施期間	輸送実績				備考
	利用回数 (回)	利用者数 (人)	運賃総額 (円)	総実車キロ (km)	
(例) 2021.1.1～ 2021.2.28	1,000	2,000	5,000,000	10,000	

(※)利用者からの苦情などがある場合には、「備考」に記載する。

この報告は、令和3年10月29日付け公示「一般乗用旅客自動車運送事業における相乗り旅客の運送の取扱いについて」附則2. 及び同日付け事務連絡「タクシーの相乗りの実施状況の報告について」に基づき、相乗り運送を行った事業者は、実施開始後、四半期毎に、それまでの期間の実施状況を関東運輸局自動車交通部旅客第二課まで報告すること。

事 務 連 絡
令和3年10月29日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局旅客課長

新型コロナウイルス禍におけるタクシーの相乗りの実施にあたって

今般、タクシーの相乗りの運用ルールを策定したところですが、新型コロナウイルス禍におけるタクシーの相乗りの実施にあたっては、十分な感染防止対策を講じることが必要であり、当面の間、下記のとおり対応することを条件とする。

なお、本取り扱いについては、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長、一般社団法人全国個人タクシー協会会長及び一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長あて、別添のとおり通知したので申し添える。

記

相乗り運送を行う一般乗用旅客自動車運送事業者は、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底するため、感染防止シートの設置、換気・消毒の徹底、旅客同士の距離の確保など感染防止に資する座席指定、利用者に対するマスク着用の丁寧なお願いなど、必要な取組を行うこと。



令和3年10月29日
自動車局旅客課

新たにタクシーの「相乗りサービス」制度を導入します！ ～タクシーを割安に利用することが期待されます～

配車アプリ等を通じて、目的地の近い旅客同士を運送開始前にマッチングし、タクシーに相乗りさせて運送するサービスを認める新たな制度を導入します(本日付で通達を公布し、本年11月1日から運用可能)。

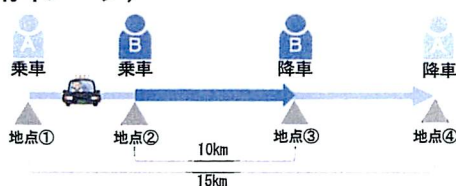
1. 概要

- タクシーの「相乗りサービス」とは、配車アプリ等を通じて、目的地の近い旅客同士を運送開始前にマッチングし、タクシーに相乗りさせて運送するサービスです(運送開始後に不特定の旅客が乗車できるバスとは異なるタクシー独自の運送形態となります)。
- 今般、利用者が安心してタクシーに相乗りし、割安にドア to ドアで移動できるよう、「相乗りサービス」について、運賃の按分等に関する一定のルールを定めた新たな制度を導入しました。
- タクシー事業者にとっても、「相乗りサービス」を提供することで、利用者の利便性の向上を図り、新たなタクシー需要を喚起することが期待されます。

2. 利用イメージ

- 制度上、相乗りする際の運賃は、原則として乗車距離に応じて按分することをルールとしており、例えば以下のような事例となることが想定されます。

(利用イメージ)



【地点①～④のタクシー運賃が 5,000 円の場合】

A の運賃 : 3,000 円 (5,000 円 × 15km / 25km)

B の運賃 : 2,000 円 (5,000 円 × 10km / 25km)

3. その他

- 当面の間、マスク着用、旅客同士が隣り合わない座席指定など、必要な感染対策を実施して相乗りサービスを提供するようタクシー事業者に求めます。また、実施状況を定期的にモニタリングし、バスとの整合性に留意しつつ、必要に応じて見直しを行います。
- 関連する通達は「一般乗用旅客自動車運送事業における相乗り旅客の運送の取扱いについて」のとおりです。(HP) http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk3_000037.html

【問い合わせ先】

自動車局旅客課 村瀬、土肥、飯田
(代表)03-5253-8111(内線 41242、41243)
(直通)03-5253-8569(FAX)03-5253-1636